

1 助成対象事業

事業名		新宿区における難民を中心とする外国籍住民への情報提供・相談事業
事業種別 (A)		(一部) 既存事業
この事業に対し他の助成の有無 (B) (申請中のものを含む。)		<div style="display: flex; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">有</div> <div>無</div> </div> <p>有の場合は助成団体及び助成額 団体：国連難民高等弁務官事務所 助成額：80,000 円</p>
事業実施地域及び会場 (C)		<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人難民支援協会事務局にて ・新宿区内全域（ボランティアによって、生活マニュアルを配布するため）
スケジュール (実施期間等) (D)		<p>実施期間：17年6月～17年3月</p> <p>17年6月 当協会に寄せられた生活相談・法的支援のうち、新宿区に在住・在勤・在学するビルマ人のニーズを特定する。また、新宿区で外国人へのサービス提供に関わる人（区役所職員、病院関係者等を想定）へインタビューを行い、必要とされている情報を聞く。</p> <p>17年7月～18年2月 ビルマ人向け資料の作成と翻訳</p> <p>ニーズ調査等で調べた内容を基に、新宿区在住ビルマ人の生活ニーズに応じた解説資料を作成。</p>
活動概要	区民ニーズの把握状況 (それは、どのように把握したかを含む。) (E-1)	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年1年間に当協会でも受けた350人の相談件数（相談室への来訪、電話、訪問等による）より分析し、ニーズを確定する。 ・新宿区で外国人へのサービス提供に関わる人（区役所職員、病院関係者等を想定）へインタビューを行い、必要とされている情報を聞く。
	対象者等 (区民等が享受する予想利益、区民等にもたらされる利益等について具体的に記入してください。) (E-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 新宿区に在住・在勤・在学する難民、難民申請者を中心とした外国人。 新宿区に在住・在勤・在学する区民で、外国籍住民と積極的にコミュニケーションを図りたいと考えている人。 ・区民等が享受する予想利益の具体的内容等 独自の言語を持ち、日本語・英語が流ちょうでないビルマ人を対象に新宿区において行政システムを理解し、円滑で安定した生活を送れるよう、必要な制度を解説し、自信の持つ権利・義務の理解を促進し、サービスを提供する側の日本人との円滑なコミュニケーションを目指すことにより、日本人新宿区の多文化共生社会の実現に寄与する。

	<p>地域の人たちの事業への係わり方 (ボランティアとして参加する等、どのように地域の人がこの事業に参画することができるかを記入してください。) (E - 3)</p>	<p>ホームページ、区報を通じてボランティア・インターンを募集する。印刷やパソコンを用いた編集作業等気軽に参加できる作業もあるので、とりわけ長期間にわたる場合には積極的な参加を呼びかけたい。</p> <p>また、新宿区民を中心に「生活マニュアル配布ボランティア」を募り、近所に住むビルマ人にパンフレットを届ける、経営する商店に設置する等新宿区民とビルマ人を中心とする外国籍住民が具体的に交流を始めの一歩としたい。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">具体的な活動内容</p>	<p>活動内容詳細 必要に応じて、図表、地図、イラスト、写真等を添付し、又は印刷物等の資料を提出していただいても結構です。 (F - 1)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活上のニーズの確定 行政上の手続きに加えて、医療、職業、住居の情報で問い合わせが多く寄せられるものを分析し、必要なニーズを確定する。 2. ニーズに沿った生活情報の収集・編集・確定(日本語) 確定されたニーズに沿った、生活上要される情報を日本語でまとめ、編集する。編集にあたっては、新宿区ほか関係機関・団体からの情報も参考とする。A4で約50頁にまとめる。 3. 翻訳 編集・確定された情報を基にビルマ語へ翻訳する。翻訳者にはタイピングもあわせて依頼する。 4. 翻訳確定・印刷 翻訳を確定し、輪転機で印刷する。約1,000部を目標として印刷するほか、PDF形式とし、ウェブサイト上で掲載する。 5. 配布ボランティアの募集、説明 翻訳と同時並行で生活マニュアル配布ボランティアを募り、随時事務所にて説明会を行う。 6. 配布開始 印刷物ができあがった時点で、配布ボランティアと協力して配布先のリストアップを行い、配布を行う。
	<p>必要とされる人員、設備等 (F - 2)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活上のニーズの確定・・・職員1名、インターン1名。 2. 生活に関する情報の確定・・・職員1名、インターン2名。 3. 翻訳(日本語 ビルマ語) タイピング・・・翻訳者1名。 4. 印刷・・・ボランティア5名。 5. 配布・・・ボランティア5名。
	<p>実行体制、必要な人材の確保のめど等 (F - 3)</p>	<p>現在専従職員、インターン2名(うち1名新宿区民) 翻訳者2名を確保している。印刷・配布においては新たにボランティアを募り、国際交流等に携わりたいと考えている新宿区民が積極的に関わって頂けることを期待したい。</p>

	<p>期待される成果（地域にもたらず具体的効果） （F - 4）</p>	<p>1．ビルマ語を理解する地域住民において、新宿区の制度、生活に必要な情報が理解されることにより、必要な手続き・サービスへのアクセスが可能となり、生活の質が向上する。当協会は、平成16年度に新宿区からの助成を受け、出入国管理及び難民認定法の解説を主とする情報パンフレット・ビルマ語版の作成を行い、かつ希望者への説明会等を行った。そのなかで、特に問い合わせや要望が高かった行政情報（税金等）・生活情報（病院、健康保険、年金等）の解説に特化した情報を発信するニーズがあげられており、今回の申請へ至った。</p> <p>2．ビルマ語を理解する外国人住民に対して、必要な手続き・サービスを提供する側の日本人において、生活マニュアルを利用することにより容易に意志疎通が図れるようになり、コミュニケーションの質が向上する。</p> <p>3．地域に外国籍住民が居住していることを認識しつつも、言葉の問題でコミュニケーションがとれていなかった住民において、生活マニュアルを渡す／配布をするという具体的な行為により、会話をし、知り合いになるきっかけ作りができる。</p>
--	--	--